



# 引越しに伴うごみの処理について

～粗大ごみの収集の申込みはお早めに!～

引越しに伴うごみは、次のように処分してください。

<p>粗大ごみ（有料）</p>	<p>▶戸別収集 事前に、中間処理場へ申し込みをしてください。 予約受付／中間処理場 ☎992-0531 収集日／3月5日(月)～14日(水)※土・日曜を除く 4月2日(月)～11日(水)※土・日曜を除く</p> <p>▶直接搬入 予約は不要です。中間処理場の受付時間内に搬入してください。 【中間処理場の受付時間】 月～金曜日、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後4時 ※祝日も受け付けます</p>	
<p>ビン、金属、雑芥</p>	<p>▶収集日に、集積所に出してください。 ▶引越しの場合に限り、中間処理場へ搬入することができます。事前に環境経済課に申請し、指定袋に入れて搬入してください。</p>	
<p>ペットボトル</p>	<p>▶月1回の集積所収集又はスーパー・公共施設の回収場所へ出してください。 回収場所／いなげや松伏店、町役場、中央公民館、赤岩地区公民館 B &amp; G海洋センター、老人福祉センター、ふれあいセンターかがやき</p>	
<p>もえるごみ</p>	<p>▶収集日に出してください。中間処理場への搬入はできません。</p>	

## 4月から浄化槽の定期水質検査を行う 検査機関が変わります

浄化槽を使用されている方は、「保守点検」、「清掃」とは別に年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

「定期水質検査」は、浄化槽の保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査する浄化槽の「健康診断」です。

4月1日から定期水質検査を行う検査機関が「(社)埼玉県環境検査研究協会」から「(社)埼玉県浄化槽協会」に変わります。なお、定期水質検査の手数料は変わりません。

受検されていた方は、次回からは「(社)埼玉県浄化槽協会」が検査を行います。また、これまで定期水質検査を受けていない方は、検査機関に連絡して検査の手続きをしてください。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用されている方は、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

### 【定期水質検査の手数料(非課税)】

10人槽以下	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	10,000円
51～300人槽	13,000円
301～500人槽	15,000円
501人槽以上	32,000円

### ■問合せ

▶3月までの検査機関  
(社)埼玉県環境検査研究協会 浄化槽検査課  
さいたま市大宮区上小町1450-11

☎048-649-5151

▶4月以降の検査機関  
(社)埼玉県浄化槽協会 浄化槽水質検査部  
熊谷市新堀915-10

☎048-533-4700